

議	長	等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１４ 議案第１６号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
総務政策課長	長	総務政策課長
議	長	議案第１６号の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明詳細省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第１６号を原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって議案第１６号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１５ 議案第１７号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務政策課長
総務政策課長	長	議案第１７号の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたしま

		す。（議案内容説明詳細省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第１７号を原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第１７号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１６ 議案第１８号厚沢部町認定こども園条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務政策課長
総務政策課長	長	議案第１８号の厚沢部町認定こども園条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明詳細省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第１８号を原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）

議	長	あり)
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第１８号厚沢部町認定こども園条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１７ 議案第１９号学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	総務政策課長
総務政策課長	長	議案第１９号の学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明詳細省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第１９号を原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第１９号学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１８ 議案第２０号厚沢部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。

議	長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長		議案第 2 0 号の厚沢部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明詳細省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第 2 0 号を原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第 2 0 号厚沢部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 1 9 議案第 2 1 号厚沢部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長		議案第 2 1 号の厚沢部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明詳細省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	9 番、山崎議員
山 崎 議 員		文言の解釈ができませんので、このサテライト型事業費というのは、具体的にどういうもの

議 長 保 健 福 祉 課 長	か、ちょっと説明願いたいと思います。 保健福祉課長 サテライト型の事業所でありますけれども、本部自体がどこか違う場所にありまして、その小型事務所というか、そういうものがこちらのほうにあると、そういうようなものが点在している事業所、そういうのをサテライト型事業所ということであります。
議 長 議 長 副 町 長	これ以上の説明はありませんか。 副町長 説明資料の１ページ目、ちょっと見ていただきたいと思います。 １ページ目の下のほうに図が載っていると思います。今までは障害者の福祉サービス事業所は事業所、高齢者の介護保険事業所は事業所ということで、それぞれ分かれていたんです。そして、それぞれに基準があったわけです。例えば先ほど言ったとおり、泊まりの人は２人だとか、トイレは何個設けなければならないとか、これがそれぞれにあったわけです。 それで、今この法律が改正になったというのは、この１つの事業所、例えば障害者でも高齢者でもいいんですけれども、それにプラスアルファ障害者だけでなく高齢者も一緒にやるよというのが新しく認められたわけです。 ただ、法律的には、町の条例にもあるとおり、今までの基準というのは、障害者のときに泊まりの人は２人だよ、介護のほうも２人だよということで、条例を変えないと４人の人が宿泊して対応しなければならなかったんですけれども、トータルとして例えば２人と２人であれば、トータルとして同じ人数がいればいいよとか、トイレは別々に設けなくても共用できるよとか、そういう中の改正が今の全てのこの条例の中で説明したというようなことでございます。

議 佐々木議員	長	10番、佐々木議員。 厚沢部町にも各施設あるんですけれども、具体的に経験年数の緩和であるとか、入所者が増員になるとか、療養病床の転換とかあるんですけれども、施設に当てはめて、ちょっと具体的な部分で想定といいますか、こういうふうになるのではないかなという考えられる部分で、条例と関連した中でお話していただければよりわかるんですけれども、その辺はいかがでしょうか。
議 保健福祉課長	長	保健福祉課長 この条例につきましては、先ほど副町長言いましたように、障害者のサービス事業所、それと介護保険事業所、これについての今度新しくはこれを合併させたもので基準緩和できますよということなんですけれども、まだこういうような障害と介護の合併したものというのが、まだ厚沢部町にはないんですよ。ただ、もしこれからできたときのために、まず条例をつくっておくということなので、まずはそこまでの詳しいものというのがないんです。
議 副町長	長	副町長 例えば具体的に言いますと、介護保険事業所というのは、例えばあっさぶ荘ならあっさぶ荘で高齢者が使っていますよね。高齢者だけではペイしないというのが、新たに今度は障害者もそこで連れてきてやろうと、だから法律的にはできるようになったんですけども、町内ではそういう事例というのはいまだ全く考えられていないし、そういう計画も全くない。 ただし、法律が変わって、基準というのは各条例に任されているので、町の条例も国の法令が変わったのに対応して基準を見直したということでございます。
議	長	それと、先ほど佐々木議員からの質問ありました療養病床についての答弁を課長補佐のほうから。

議	長	保健福祉課長補佐
保 健 福 祉 課 長 補 佐		先ほどの療養病床の件なんですけれども、うちの国保病院でやっているのは医療型の療養病床であって、介護型のものではないんですよ。そういうところをやっている医療機関もあるんですけれども、うちの病院としては、そこに転換するということは今のところ全然考えられないというか、話はないので違うかなと思います。
議	長	ほかに質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第２１号を原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第２１号厚沢部町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第２０ 議案第２２号厚沢部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長		議案第２２号の厚沢部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに

議 議 議 議 議	長	指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明詳細省略）
	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
	長	質疑を終結します。
	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
	長	討論を終結します。
議 議	長	議案第２２号を原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
	長	異議なしと認めます。したがって、議案第２２号厚沢部町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり可決されました。
	長	日程第２１ 議案第２３号厚沢部町職員のうち医師の職にあるものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議題といたします。
議 議	長	議案の説明を求めます。
	長	病院事務長
病 院 事 務	長	議案第２３号の厚沢部町職員のうち医師の職にあるものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。（議案内容説明詳細省略）
議 議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
	長	１０番、佐々木議員

佐々木議員	今回、協議会でもざっくばらんにやったんですけれども、この要因というのはどういう、今回消費税引き上げか、そういう関連部分なのかどうか。
議長	病院事務長
病院事務長	今回の改正に係ります給与の引き上げに関しましては、先般お話しさせていただいた税務調査により医師住宅の光熱費の取り扱いについて、医師の課税所得上、適正化を今後図るために引き上げをさせていただくものでございます。
議長	よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
議長	6番、下川部議員
下川部議員	すみません、参考にまでなんですけれども、この150万円以内にしたら、院長、副院長、医師と、それなりに報酬、給料は違うと思うんですけれども、年収、ちょっと順番に教えていただけますか。院長、副院長、医師の。
議長	病院事務長
病院事務長	それぞれ年収ということでございますね。毎年変わりますけれども、平成30年分の実績でございます。院長におきましては2,226万5,650円、それから副院長につきましては2,311万6,975円、それで南田医師につきましては、給与ではなく報酬ということでお支払いしてございます。1,000万80円でございます。
下川部議員	何か院長聞こえなかったよ。
病院事務長	院長につきましては2,226万5,650円でございます。
議長	町長
町長	今、年収ということで事務長のほうから申し上げましたけれども、この年収の中では本俸、さ

	らには夜勤、当直、日直の手当、こういうものがございますので、その年によっては副院長が多く当直をやったり、こういうことの差が出ます。 今回の改正につきましては、副院長の給与が今上限の限度額で支給されております。今回、事務長が説明したように、従来は住宅費というものが非課税対象であったというふうに前は指導されておったところです。今回の税務調査の中で、住宅の中の光熱費と電気料、水道料、これらについては免除できないと、課税すると、こういう話になりまして、いろいろと私のほうも過去の例を調べながらも、税務署長とも会いながら話をしてきましたけれども、調査官の権限が強いもので、なかなかそれが適用にならないというふうなことで、一応は悪質ではなく、税務署の指導のもとに今まできた経緯を申し上げて、3年間だけの措置ということで納付すると、こういうことになりました。4月からは、この分アップさせて、光熱水費だとかそういうものを含めると3万円くらいのラインで、そのラインを超えないというラインを今設定をしたところでございます。
議長 下川部議員	6番、下川部議員 夜勤をするとか、てっきり僕の中では、その現行145万円の中で夜勤とかも全て含まれているのかなと思ったら、そうではなくて、やった分また別途手当で出すというのが本来だということですね。
議長 病院事務長	実際どうなのでしょう、この管内の中で医師の報酬というのは、うちの町としては近隣町村と比べて安いのでしょうか、高いのでしょうか。 病院事務長 同じ、檜山管内の公立病院の医師給与の取り扱いについて、参考までにうちのほうと比較して

議 長 議 長 病 院 事 務 長 議 長 下 川 部 議 員	どうかという内容の質問だと思うんですが、具体的な町の名前は避けたほうがいいのかどうか、あれなんですけれども、まず年俸制をとっている町もございます。年俸制をとって、医師の方を連れてくる際に年間年収幾らということをまず定めて、それでそこについては2,000万円、2,000万円を下回ることはないという時期でございます。 あと、今金町、乙部町等につきましては、医師の給料表に基づく、それにより町長が定めた金額ということですが、うちの町と比較して、月額については勤務・在職年数が長い医師につきましては超える部分もあるんですけれども、うちの町のほうでお支払いしている給与等よりは余り多くないという、条件としては余り多くないという実績が、安いという形に、結論から申しますとうちのほうがちょっと条件的はある程度いい条件で来ていただいているということになります。 平均的だということによろしいんですか。 病院事務長 平均よりちょっと上というぐらいの条件だと思っております。 6番、下川部議員 普通、2人の院長、副院長が2,000万円何がしで今、先ほど南田医師が1,080万円という報酬をもらっている。同じ医者なのに、それだけ安く働いてもらっているということは、感謝だけで終わるものなのかね。どうなんでしょうかね、その辺。 それで逆に第三者から見れば、よくいるなと思うんですけれども。もともと厚沢部町民でもないのに。すごく不思議に思うんですけれども、その辺、病院事務局長としては何か聞いていることとかあるんですか。もう俺はいなくなるよとか。
--	---

議 町	長 長 町長 今、下川部議員から南田ドクターの給料の支払い額が低いというふうなお話ですけれども、これには経緯があります。 ずっと南田医師は院長職できたわけではありますが、御案内のように、内定医師が4人交替した経緯があります。3年間で4人の医師が交替したその内情につきましては、院長との仕事はしたくないと、こういうふうな申し出の中で4人交替したという経緯がありまして、南田院長に真意を確かめたところ、自分のせいなのかどうかかわからんと、こういうふうな回答でありましたけれども、いずれにしても、あの屋根の下で同じ仕事をさせるということには不適合であるということから、院長職をおりて平職に降格させたものであります。 その段階での給与は、院長職の給与は当然出ませんので平職の給与に変わった。なおかつ、今言われたように、処遇が悪いからやめるというふうな考え方になるのかなというふうな、私もそういう恐らく1カ月、2カ月でさよならと言ってくれるんだと思っておりましたけれども、ここにいるというふうなお話ですから、その嘱託みたいな格好ではありますけれども、固定給を支払っていると、こういう状況であります。 特別冷遇をしているということではなくて、今、南田医師は1週間に2日勤務しています。そういう状況の中での給与設定をしておるところであります。
議 議 議 議	長 長 長 長 ほかに質疑はありませんか。（ありませんの声あり） 質疑を終結します。 討論に入ります。（ありませんの声あり） 討論を終結します。

議	長	議案第２３号を原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第２３号厚沢部町職員のうち医師の職にあるものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について原案どおり可決されました。
議	長	議事の途中ですが、１１時２５分まで休憩します。１１時半までにします。（１１：１７）
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。（１１：３０）
議	長	議事を続行いたします。
議	長	日程第２２ 議案第２４号町道路線の認定について、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	建設水道課長
建設水道課	長	議案第２４号の町道路線の認定について説明いたします。（議案内容説明詳細省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第２４号を原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声有り）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第２４号町道路線の認定について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第２３ 議案第２５号町道路線の変更について、議題とします。

議	長	議案の説明を求めます。
議	長	建設水道課長
建設水道課長	長	議案第25号の町道路線の変更について説明いたします。（議案内容説明詳細省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第25号を原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議案第25号町道路線の変更について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第24 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	町長
町	長	諮問第1号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。
		現任の人権擁護委員、松島美保子氏は今年6月30日をもって任期満了となることから、その後任について、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。（議案内容説明詳細省略）
議	長	説明が終わりました。

議	長	お諮りします。本件につきましては、人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認め、直ちに採決いたします。
議	長	諮問第１号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり、厚沢部町館町７５番地２１、谷口匡佐子氏、昭和３８年３月８日生まれ、５５歳を人権擁護委員として推薦することに賛成の方の起立を求めます。（賛成者起立）
議	長	起立全員であります。したがって、諮問第１号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案どおり可決されました。
議	長	日程第２５ 意見書案第１号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書を議題とします。
議	長	お諮りします。意見書案第１号については、議会運営委員会で協議し提出することに決定しております。したがって、あらかじめ配付しておりますので、朗読及び質疑、討論を省略して原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、意見書案第１号地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書について、原案どおり可決されました。
議	長	お諮りします。日程第２６ 議案第１号から日程第３２ 議案第７号まで、７件の平成３１年度厚沢部町各会計予算を一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、日程第２６ 議案第１号から日程第３２ 議案第７号ま

議	長	で、7件の平成31年度厚沢部町各会計予算を一括議題とすることに決定しました。
議	長	お諮りします。ただいま上程されました平成31年度厚沢部町各会計予算の審議について、議長を除く8名による議会予算審議特別委員会を設置し、これに付託の上、審議したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議会予算審議特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定しました。
議	長	ただいま設置されました議会予算審議特別委員会の正副委員長の選出方法についてお諮りします。選出の方法は指名推選とし、指名については議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議会予算審議特別委員会の正副委員長の選出方法については指名推選とし、指名は議長において指名することに決定しました。
議	長	議会予算審議特別委員会の委員長に松村松雄議員、副委員長に下川部洋伸議員を指名します。
議	長	ただいま議長が指名のとおりに決することに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議会予算審議特別委員会の委員長に松村松雄議員、副委員長に下川部洋伸議員と決定しました。
議	長	ただいまから議会予算審議特別委員会のため、本会議を休会します。（11：42）